

※関係事務を税理士等に外部委託されている事業所様は、恐れ入りますが、委託先にお渡しください。

令和5年度の住民税を決定するための【重要な手続き】です

給与支払報告書の提出期限は 1/31 (火) です (必着)

郵送には一週間程度かかる場合がありますので、恐縮ではございますが1/24日頃までの発送にご協力をお願いいたします

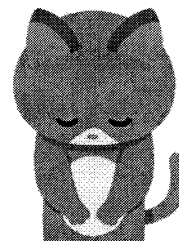
いつも期限内に給報をご提出いただきありがとうございます。

両方にチェックが入った事業者の方は、
豊丘村に給与支払報告書（給報）を提出する義務があります。

今年（令和4年内）に給与を支払った従業員がいる（代表者や退職者を含む）

令和5年1月1日の住民登録が豊丘村にある従業員がいる

今回も期限内にご提出いただきますようお願いいたします。



給報には総括表と個人別明細書の2つがあります

総括表：今回同封しています

個人別明細書：複写式源泉徴収票の1～2枚目のことです

※普通徴収切替理由書：今回同封しています。

特別徴収と普通徴収を区切るために使います。普通徴収の対象とする従業員がいる場合必ずお使いください。

給報提出の 3 ステップ

税務署へ提出する源泉徴収票が100枚以上ある場合、電子データによる提出が必須です（詳細裏面）

1

個人別明細書を作成する（複写式源泉徴収票の1～2枚目を作成する）

12月中

- 従業員の住所・氏名・フリガナ・生年月日・個人番号（マイナンバー）等の必要事項を漏れなく記入する
- マイナンバーの転記ミスはありませんか？

2

総括表を作成する（同封しています）

1月上旬迄

- 従業員の個人別明細書を、住所ごと（市町村別）に分ける
- 住所が豊丘村の分を、特別徴収・普通徴収に分ける
- 普通徴収者がいる場合、「普通徴収切替理由書」を作成する
- 総括表の空欄に必要事項を記入する（別様式使用の場合も今回同封の総括表を添付してください）

総括表のよくある間違い
× 法人番号の記入誤り
× 報告人員の計算ミス
（豊丘村民以外が混ざっている）

3

豊丘村に提出する

1/31(火)必着

- 総括表（今回同封した総括表は必ず添付してください）
- 個人別明細書（豊丘村民全員分）
- 豊丘村民以外の分が混ざっていませんか？
- 普通徴収切替理由書（普通徴収者がいる場合のみ）

期限までに提出されなかったり、提出物に不備があった場合

従業員の方が課税証明書等の各種証明書をとることができなかったり、行政サービスを受けられないなどの不利益を被ります。期限内提出と正確な記載をお願いいたします。

【お問合せ先】 豊丘村役場 税務会計課 税務係 電話 0265-35-9051（直通）

従業員の給与から住民税を天引きしている事業者の方へ

特別徴収義務者の方へ

□ 令和5年1月～5月に退職する従業員がいる場合

令和4年度の未徴収税額は退職時の給与から一括徴収してください
死亡者を除いて、普通徴収に切り替えることはできません

□ これから出国予定の従業員がいる場合

下のどちらかに該当する方は、ご本人が行う手続き（納税管理人申告）があります。今すぐ、ご本人に豊丘村役場に連絡するようお伝えください。

- ① 令和4年中に出国予定で、令和4年度の未徴収税額を一括徴収できない
- ② 令和5年以降に出国予定（令和5年度の納税義務が発生する場合があります）

□ 電子データ（副本）による特別徴収税額通知を希望する場合

eLTAX（エルタックス）を利用し、特別徴収税額通知の希望する受取方法を「書面（正本）＋電子データ（副本）」と設定してください。「書面（正本）＋電子データ（副本）」を希望された場合、年度当初の税額決定通知を書面でお送りするとともに、電子データ（副本）の通知をお送りします。

※当村では電子データ（正本）及び年度途中の税額変更通知（電子）は令和6年度から対応予定です。

※電子データ（正本）とは、法的効力のある電子署名付きの通知データのことです。また、電子データ（副本）とは、電子署名が付与されていない通知データのことです。

【お問合せ先】 豊丘村役場 税務会計課 税務係 電話 0265-35-9051（直通）

電子データによる提出が義務付けられている事業者

前々年の税務署へ提出すべき源泉徴収票の枚数が100枚以上であるときは、eLTAX（エルタックス）また光ディスク等による提出が義務付けられています。

eLTAXは提出枚数が100枚未満の事業者も使えます！郵送代削減、一括送付ができます！



詳細はホームページをご覧ください

eLTAX 地方税ポータルシステム 🔍

で検索

